

インターネット上での人権侵害

1

弁護士法人港国際法律事務所
弁護士 最所 義一

本日の内容

- インターネット上での人権侵害の実情
- インターネット利用の現状
- 表現の自由とその限界
- 具体的な被害例
 - なりすまし
 - 名誉毀損
 - プライバシー権侵害
 - ヘイトスピーチ
 - 殺到型権利侵害
- 加害者の責任
- 加害者特定に至る経緯と加害者に生じる責任
- 投稿の削除
- 投稿を行った者自身が削除を行えるか
- 炎上時の対応

弁護士 最所 義一(さいしょ よしかず)

- 港国際法律事務所 湘南平塚事務所所長弁護士
 - 1996年 東京大学農学部農業工学科卒業
 - 1996年 IT関連業務
 - 2001年 医療機関勤務
 - 2008年 中央大学法科大学院修了
 - 2010年 弁護士登録

弁護士 最所 義一(さいしょ よしかず)

雑誌

- 2013年3月19日 ダイヤモンドオンライン 匿名掲示板への気軽な書き込みが名誉毀損に！
- 2014年10月27日 日経パソコン “場”の提供も罪？
- 2015年3月17日 産経デジタル iRONNA その「気軽な」書き込みが犯罪です
- 2016年4月号 PRESIDENTWOMAN なぜ夫婦別姓は最高裁で認められなかったの？
- 2016年5月号 ビジネス法務 会社をネット炎上から守る！従業員・退職者による悪評発信の防止
- 2017年12月 経営法曹会議12月号
- 2019年9月30日 日刊SPA 動くアイコラ・ディープフェイクの恐ろしさ。
- 2020年1月14日 日刊SPA 「この服、胸が大きく見えちゃう」と職場女性が発言。セクハラにならない返し方は？
- 2021年2月号 ジュリスト 「民事裁判のIT化」
- 2023年4月25日 文春オンライン 「初恋の子に似た女性の動画がどうしても見たかった」Twitterでエロ動画を買ったら自宅に2人の警察官が… “モテ”と無縁の人生を送った60歳男性の哀しい事件「AVが唯一の楽しみなんです」

書籍

- (共著)プロバイダ責任制限法判例集 弁護士会ブックセンター出版部LABO
- 民事裁判手続とIT化の重要論点 有斐閣 (「NO.12 座談会部分」)
- (共著)発信者情報開示の可否判断 新日本法規出版株式会社

論文

- 第46回法とコンピュータ学会 研究報告
 - 自治体によるヘイトスピーチ規制とその限界
一川崎市の事例をもとに考察一

委員

- 川崎市差別防止等対策審査会 委員(第1期・第2期)
- 川崎市川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会 委員(第1期・第2期)

インターネット上での権利侵害の実情

○ 権利侵害の具体例

- 誹謗中傷等の名誉毀損行為
 - 「薬物を使用している」
 - 「凶悪犯罪の実行犯だ」
 - 「不倫している。」
- プライバシー権侵害
 - 実名、住所、勤務先、学校、顔写真等が拡散
- なりすまし
- 差別の助長(レッテル貼り, 偏見)
 - 外国人に対する差別(いわゆるヘイトスピーチ)
 - 特定の思想・信条に対する差別
- 殺到型人権侵害

等々

どのような人が被害に遭うのか。

- 有名人
- 社会的地位のある人(公務員、大企業に勤務している人、教員、医者、弁護士等)
- 少年犯罪の場合の少年の家族、学校
- いわゆる「炎上」が生じた場合の炎上を生じさせた人
- 普通のひと

インターネットでの権利侵害の特徴

- 加害者も被害者も一般のひと。
- 誰もが被害者にも加害者にもなる。
- 影響が重大(インターネット利用者の急増)。
- 半永久的に情報が残存する(デジタルタトゥー)。

権利侵害を行う者の心理

ゲーム感覚・集団心理

- 実名、勤務先を暴く（推理ゲームの感覚）
- 誹謗中傷行為（歪んだ正義感）
- 匿名による安心感

インターネットの特徴

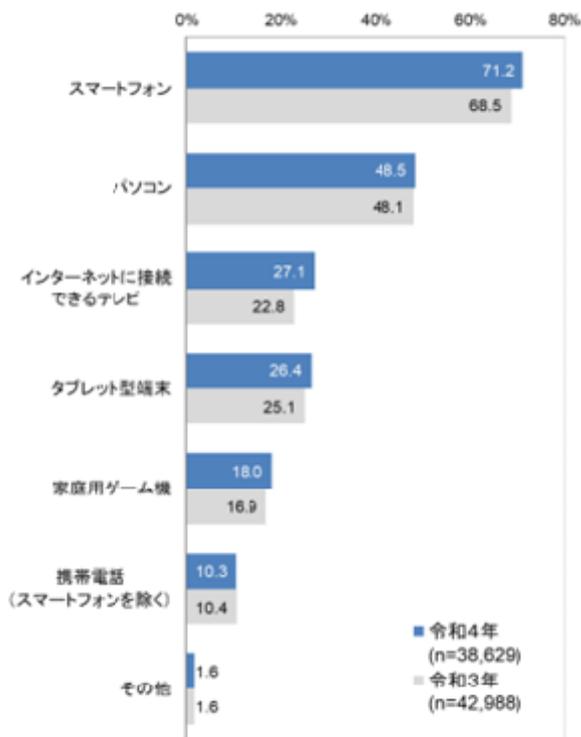
- インターネットは、情報収集のための「メディア」。
- 雑誌やテレビよりも、強い影響力。
 - 著しく強い情報の伝播性
 - デマが拡散
 - 軽い気持ちの投稿が重大な事態を引き起こす

○ インターネット利用動向(総務省通信利用動向調査)

平成8年	3.3パーセント
平成15年	64.3パーセント
平成23年	79.1パーセント
平成28年	83.5パーセント
平成29年	80.9パーセント
平成30年	79.8パーセント
令和元年	89.8パーセント
令和2年	83.4パーセント

総務省 令和4年通信利用動向調査

図表1-8 インターネットの端末別利用状況

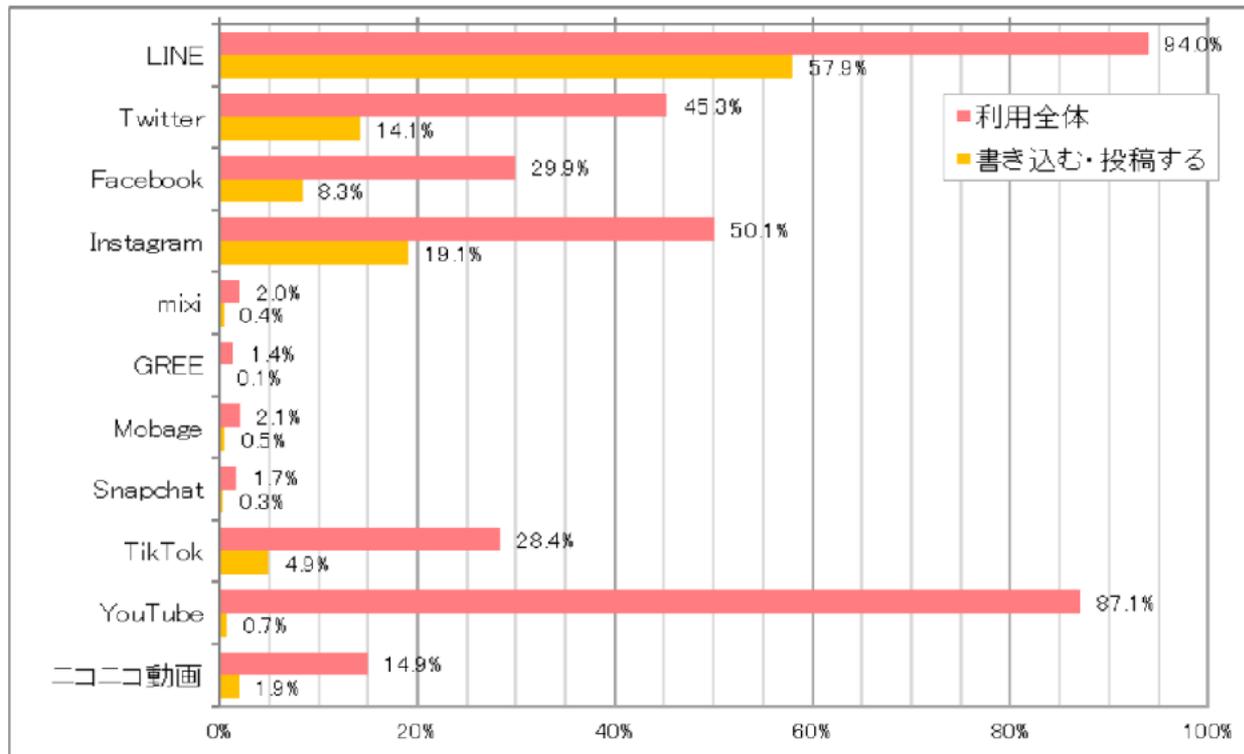


総務省 令和4年通信利用動向調査 別添2 4
頁(図表1-8 インターネットの端末利用状況)

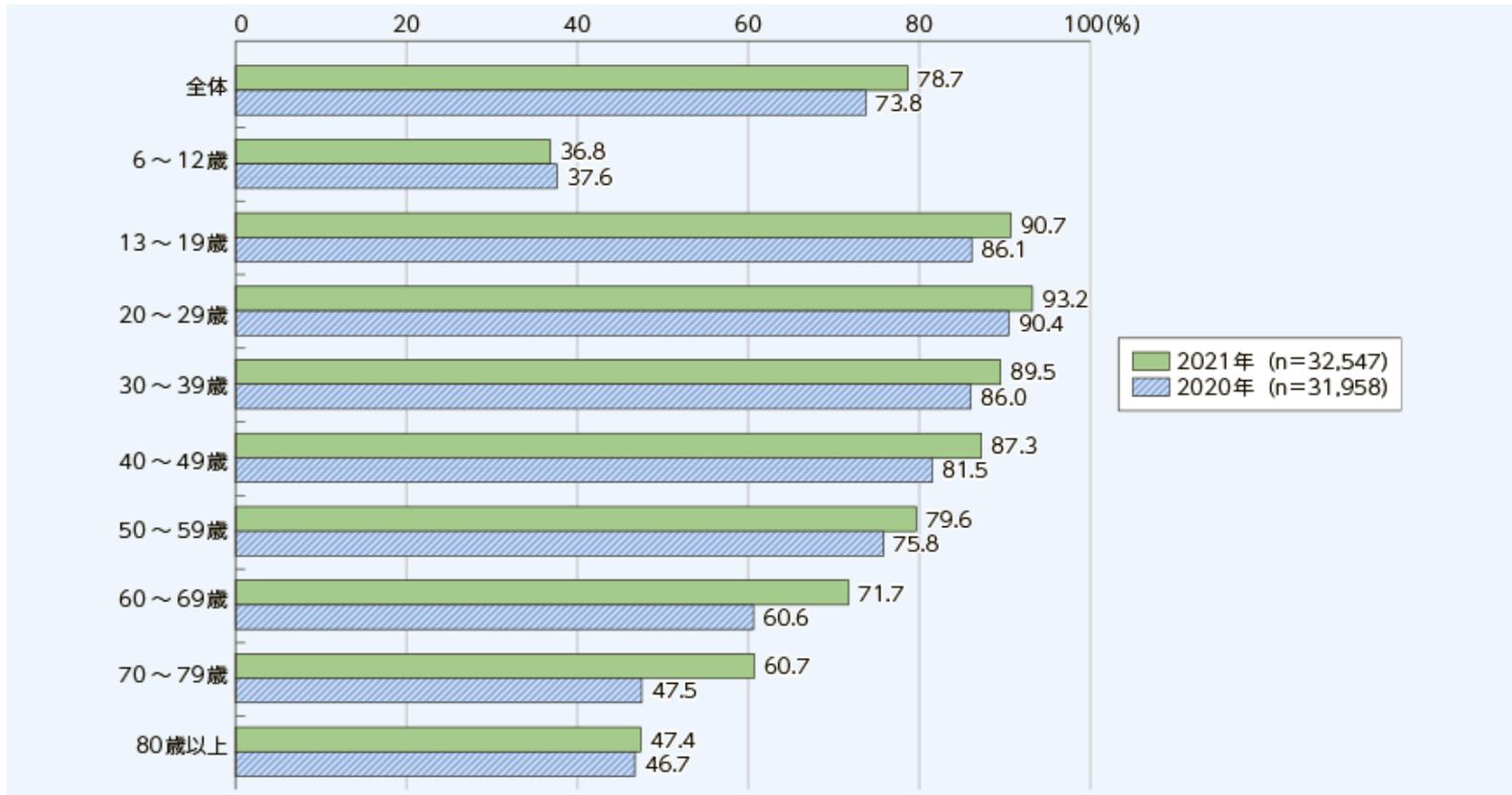
令和4年	スマートフォン	71.2%
	パソコン	48.5%
	インターネットに 接続できるテレビ	27.1%
	タブレット端末	26.4%
	家庭用ゲーム機	18.0%
	携帯電話 (スマートフォンを除く)	10.3%
	その他	1.6%

令和4年度情報通信メディアの利用時間と情報行動に関する調査 報告書 72頁

図 5-1-2 【令和4年度】主なソーシャルメディア系サービス/アプリ等の利用率(書き込む・投稿する)(全年代)



年齢階層別SNSの利用状況



(出典)総務省「通信利用動向調査」

<https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/statistics/statistics05.html>

近年のインターネット利用の特徴

- スマートフォンの利用によって、さらに気軽に情報発信がなされるようになった。
- インターネット利用の低年齢化
- SNSを利用する人の割合が増加

表現の自由と権利侵害

- 表現行為によって、他人の権利を侵害するような場合には、刑罰による制裁を受けることがある。
 - 何を言っても許されるわけではない。
(表現の自由にも当然に制約がある。)

「表現行為」のうち、刑法上違法とされているもの

- 92条 外国国章損壊等 「国旗その他の国章を損壊し、除去し、又は汚損」
- 95条 公務執行妨害及び職務強要 「脅迫」
- 96条の3 強制執行行為妨害等 「脅迫」
- 98条 加重逃走 「脅迫」
- 105条の2 証人等威迫 「面会を強請」「強談威迫」
- 106条 騒乱 「脅迫」
- 107条 多衆不解散 「脅迫」
- 134条 秘密漏示 「人の秘密を漏らした」
- 157条 公正証書原本不実記載等 「虚偽の申立て」

「表現行為」のうち、刑法上違法とされているもの

- 169条 偽証 「虚偽の陳述をした」
- 171条 虚偽鑑定等 「虚偽の鑑定、通訳又は翻訳をした」
- 172条 虚偽告訴等 「虚偽の告訴、告発その他の申告」
- 175条 わいせつ物頒布 「わいせつな文書、図画、電磁的記録に係る記録媒体その他の物を頒布」
- 176条 不同意わいせつ 「脅迫を用いること」
- 177条 不同意性交等 「脅迫を用いること」
- 188条 礼拝所不敬及び説教等妨害 「不敬な行為」
- 206条 現場助勢 「現場において勢いを助けた」
- 222条 脅迫 「害を加える旨を告知」
- 223条 強要 「害を加える旨を告知」

「表現行為」のうち、刑法上違法とされているもの

- 230条 名誉毀損 「名誉を毀損」
- 231条 侮辱 「公然と人を侮辱した」
- 233条 信用毀損及び業務妨害 「虚偽の風説を流布」
- 236条 強盗 「脅迫」
- 238条 事後強盗 「脅迫」

合計 24 個

(※刑法は全部で264条。)

表現の自由とその限界

- 表現の自由は、自由な議論を保障する為に認められている。
- 自由な議論を阻害する行為は、表現の自由の埒外。
- 侮辱表現、レッテル貼りを認める必要はない。

表現の自由とその限界

- 許されない表現(正常な議論に資さないもの)
 - 内容が虚偽の表現
 - 議論の前提が異なり、誤った方向に誘導される。
→ 偽計業務妨害罪、名誉毀損
 - 議論を断絶させる表現
 - 単なる侮辱的表現に過ぎない表現(「バカ」「アホ」「間抜け」等)
 - 批判対象者の身体的特徴を揶揄するような表現(「ハゲ」「デブ」「チビ」等)
 - 差別用語を用いた表現
 - いわゆる「ヘイトスピーチ」
 - 殊更にプライバシー晒す内容の表現等

→見る人(聞く人)を不快にさせ、批判的言動をある種の恫喝によって制限しようとするもの。建設的な議論を行う上では、有害以外の何ものでもない。

ネット上の誹謗中傷

- なぜ、誹謗中傷がネット上でなされるのか。
 - まさに「魔女狩り」の心境
 - 他者を批判することによる優越感
 - 多数派の立場にいることの安心感
 - 匿名であることから、現実社会では、言いつらい本音がいえる。
 - 現実社会において、社会的影響力がある人を引き下ろすことに対する満足感

被害例①

「なりすまし」



被害例①

「なりすまし」

画像

- 本人の写真
- 誰もが分かる独裁者の写真やイラスト
- コラージュ

自己紹介

- 性に対して自由奔放であるような紹介文
- 差別主義者であると思わせるような紹介文

コメント

- 炎上を生じさせるようなコメント

被害例②

実際の記事の一部を改変して、投稿

〇〇〇、駅前で女子中学生の下半身触る

〇〇県警〇〇署は14日、〇〇県〇〇市内の〇〇に勤める〇〇の男(〇〇)を、県迷惑行為防止条例違反(痴漢)容疑で現行犯逮捕した。

発表によると、男は同日午前〇時〇分頃、〇〇市〇〇町のJR〇〇駅前で、同市の中学〇年生の女子生徒(14)の下半身を触った疑い。迎えに来た女子生徒の祖父がその場で取り押さえ、同署員に引き渡した。

男は容疑を否認している。

被害例③

プライバシー権侵害の事例

- ・ インターネット上で炎上が生じた場合
- ・ 社会的に注目を集める事件が発生した場合



犯人捜しが始まる



プライバシーを暴くこと、それ自体が目的となっていく・・・。

※ 無関係な第三者が標的とされることも・・・。

被害例④

ヘイトスピーチ



アイコン



ユーザー名

在日〇〇 △△△△
そんなに日本が嫌なら、祖国へお帰りください。
ざけんな、帰れ！ タヒね。 #〇〇〇〇

被害例⑤ 殺到型

〇〇うざくねえ・・・

うざいというか、やばくねえ

親の顔が見たいなあ。どうやったら、ああなる。

うるせえ！！（怒）

お怒りのよう(w)。やばい、てか、うざい

氏ねばいいのになあ

プライバシー権侵害のプロセス

- 問題となる写真・動画・発言が次々にコピーされ拡散。
- 批判的な投稿、コメントが殺到する。
- 所属する学校、会社、団体の探索が行われる。
- 様々なプライバシーが暴かれる。
- 現地を訪問する者が現れ、その写真等が投稿される。
- 所属する学校、会社、団体への抗議電話が殺到。

事例

○ 町田の高校での「体罰動画」

- ・ 少年が特定
- ・ まとめサイトが作られる。
- ・ ネット上で、プライバシーが晒される事態へ。

→ インターネット上に半永久的に残ってしまう。

事例

○ 川崎市中1男子殺害事件

- インターネット上で犯人捜しが行われる。
- 事件と無関係な人物が犯人扱いされる。
- 顔写真、氏名、住所が「晒される」事態が発生

(2015年3月2日読売新聞 「犯人捜し ネット暴走」)

(2015年3月3日「NEWS23」 「容疑者逮捕前からネットに飛び交う“名前”“顔写真”」)

事例

- 「容疑者の父」東名事故でデマ拡散
 - インターネット上で情報詮索がなされる。
 - 事件と無関係な人物が犯人の「父親」とされる。
 - 会社、自宅住所、電話番号が「晒される」。
 - 無言電話、嫌がらせ電話が殺到。

(2017年10月19日 JCASTニュース)

(2017年10月20日 朝日新聞デジタル)

プライバシー権侵害

- なぜ、「晒し」行為が行われるのか。
 - ・ 犯人に関する情報がない → 知りたいという欲求。
 - ・ 犯人を特定すると「英雄」になる
 - ある種の宝探し。ゲーム感覚。
 - ・ 歪んだ正義感 → 犯罪者を糾弾することは正義だ！
 - ・ 匿名による安心感
 - ・ 魔女狩りの心境 → 不安の解消。憂さ晴らし。

○ 「晒し」行為

→ 名譽毀損罪(刑法230条1項)

→ 業務妨害罪(刑法233条)

→ 脅迫罪(刑法222条)

→ ※住居侵入罪(刑法130条)

ネット上のヘイトスピーチ

- なぜ、ヘイトスピーチがネット上で行われるのか。
 - まさに「魔女狩り」の心境
 - 他者を批判することによる優越感
 - 多数派の立場にいることの安心感
 - 匿名であることから、現実社会では、言いつらい本音がいえる。
 - 現実社会において、社会的影響力がある人を引き下ろすことに対する満足感

ヘイトスピーチ

- 「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」とは、専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するもの（以下この条において「本邦外出身者」という。）に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその**生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知**し又は本邦外出身者を**著しく侮蔑する**など、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を**地域社会から排除することを煽動する**不当な差別的言動をいう。（本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律第2条）

ヘイトスピーチ

- 少数者である「本邦外出身者」に対して、多数者から、なされる害悪告知、侮辱、地域社会からの排除を煽動する行為を解消しようとするもの。少数者だからこそ、保護しなければならない事情がある。危険性が高い。
 - 2012年に中国で行われた「反日デモ」を想像
(※あの場所に、もし、自分が「駐在」していたら。)
- 日本人の場合、当然のことながら多数者。敢えて、特別に保護すべき必要性はない。

殺到型

- 集団による特定人への攻撃
- 投稿一つ一つを取り上げた場合、必ずしも違法な投稿とはいえない
- 特定の少数者に対する多数者からの継続的攻撃

→ ヘイトスピーチと同じ構造

インターネット上で投稿する場合の心構え

- インターネット(SNSを含む。)は公開の場である。
 - 自らは、スマホを見ているだけかも知れないが、その向こうに何万人もの人がいる可能性があることを常に認識しておく。

「その情報、玄関に貼れますか？」
(グリー株式会社「正しく怖がるインターネット」)
- 匿名であっても、投稿者を特定することは可能である。
 - IPアドレス、タイムスタンプからの特定は可能。
 - 登録した際の電話番号、メールアドレスからの特定
- 自分の個人情報を公開しない。
 - 万が一「炎上」が生じてしまった場合、断片的な情報から、実名、勤務先、顔写真等が特定され、暴かれていく…。

被害を発生させた者の責任

○ 刑事上の責任

- 名誉毀損罪(刑法230条1項:3年以下の懲役もしくは、禁固または50万円以下の罰金。)
- 業務妨害罪(刑法233条: 3年以下の懲役または50万円以下の罰金。)

○ 民事上の責任

- 損害賠償請求の対象となる。

○ 労働契約上の責任

- 懲戒事由に該当

拡散させた人の責任

- ネット上に書いてあったから、真実であると思った。

→ 認められません。

「掲載記事が一般的には定評があるとされる通信社から配信された記事に基づくものであるという理由によっては、記事を掲載した新聞社において配信された記事に摘示された事実を真実と信ずるについての相当の理由があると認めることはできない」

(最高裁平成14年3月8日)

拡散させた人の責任

- ネット上に書かれていたものをコピーしただけだ。

→ 認められません。

コピーによって「新たにより広範に情報を広め、控訴人の社会的評価をより低下させたものと認められる。」

(東京高裁平成25年9月6日)

リツイートやシェアした場合の責任

こいつはむかつく、拡散してやろうと、気軽に、リツイート、シェア・・・

→ これは大丈夫？

(回答)

大丈夫ではありません。

投稿者として責任を問われます。

匿名掲示板は「匿名」か！？

- 投稿を行うためには、インターネットに接続する必要がある。
- インターネットに接続するためには、プロバイダと契約する必要がある。
- プロバイダは、契約者の情報(住所、氏名、決済用のクレジットカード等の情報)を所持している。
- 匿名掲示板の運営者は、どこのプロバイダを利用して、掲示板にアクセスしてきたかの情報を有している(IPアドレス、タイムスタンプ等)。

匿名掲示板は「匿名」か！？

- 掲示板の運営者に対して、発信者情報仮開示仮処分命令の申立

↓ 仮開示仮処分命令発令

- 掲示板の運営者から、IPアドレス、タイムスタンプの情報が開示される。

↓

経路プロバイダ（掲示板へアクセスする際に利用したプロバイダ）が判明

- 経路プロバイダに対する発信者情報開示請求訴訟

↓ 認容判決

情報の開示

匿名掲示板は「匿名」か！？

- 掲示板(SNS)の運営者に対して、電話番号、メールアドレスの開示を求めて発信者情報開示命令の申立

↓ 認容

電話番号、メールアドレスが開示

- 電話番号、メールアドレスを下に、弁護士法23条の2に基づく弁護士会照会制度を利用

↓

契約者情報の開示

投稿者を特定するためには

- 非常に困難かつ費用及び時間がかかる。
 - 外国法人に対する裁判手続が必要
 - 日本国内での登記がなされたので、改善された。
- 裁判上の手続が基本的に必要になる。
 - 掲示板運営者(SNS事業者)を債務者とする仮処分命令申立
 - 掲示板運営者(SNS事業者)に対する発信者情報開示命令申立
 - 経由プロバイダに対する本案訴訟
- ログの保存期間から特定に至らないケースも多い。
 - 携帯端末を利用した投稿の場合は、保存期間は約3か月。
 - 掲示板運営者(SNS事業者)が、電話番号に関する情報を保有していない

インターネットは「匿名」か

- 投稿は「匿名」で行うことはできても、投稿者が特定されないという意味での「匿名」性は存在しない。

しかし、

投稿者の特定は困難

もつとも、

特定が困難であるが故に、特定された場合には、慰謝料に加え、投稿者を特定する為に要した弁護士費用についても、損害賠償の対象となり得る。

発信者の特定に要した調査費用

- 発信者情報開示請求を行った結果、発信者の住所氏名が明らかとなった場合、その特定に要した費用について損害賠償の対象となしうるか。

(結論として肯定:東京地判平成24年1月31日)

↓理由

「インターネット上の掲示板への匿名の書き込みによる名誉毀損がなされた場合に、その発信者を特定するための調査には、一般に発信者情報開示請求の方法を取る必要があるところ、この手続で有効に発信者情報を取得するためには、**短期間のうちに必要な保全処分を行った上で適切に訴訟を行うなどの専門的知識が必要**であり、そのような専門的知識のない被害者自身でこの手続を全て行うことは通常困難である」(東京高判平成27年5月27日)

投稿の削除

- 自らが投稿したものについては削除はできない。
- 投稿されたことが事実であれば原則として削除できない。
- 犯罪に関する事項の場合の削除は非常に困難。

投稿の削除

- 自らが投稿したものについては削除はできない。
しかしながら、「どうにかしろ」と言われる。



弁護士が被害者の代理人として削除要請を行い、その費用を加害者が負担する。加害者から、自らが投稿したこと、投稿に根拠がないこと(事実と異なっていたこと)、自らの投稿が残存することを望んでいないこと、について記載した書面を作成してもらい、それを証拠として提出する。

炎上してしまったら！？

- 事実関係と状況の把握
 - いつ、誰が、どこで、何について、どのような行動(言動)を、なぜ行ったのか(5W1H)について正確に把握する。
- 誤解に基づくものなのか、謝罪すべき事案かについての正確に把握
 - 謝罪すべき事案であれば、迅速かつ誠実に事実関係について公表し、真摯な謝罪を行う。
- 反論すべきか否かについて、検討。
 - 反論がさらなる炎上を招く危険がある。
- 責任転嫁と見られる言動は厳に慎む。

謝罪の際の「NGワード」

- 「結果として」
- 「遺憾」
- 「誤解を招いた」
- 「不快に思われた」

→ これらの文言は、「自分たちは悪くないけれども、受け手側の事情によって、このような事態となってしまった。」と言っているに等しい。

→ この場合、「悪いのは批判をしている側かよ！！」と受け取られ、さらなる炎上を招いてしまう。

グーグルへの報告

The screenshot shows a web browser window with the URL https://support.google.com/legal/contact/lr_legalother?product=websearch. The page title is "Legal ヘルプ" (Legal Help). The main heading is "法律に基づく削除に関する他の問題を報告する" (Report other legal issues related to removal based on law). The text explains that users should report legal issues if they find content in their country that is illegal or if they have a legal reason to remove it. It also includes a warning that Google does not guarantee removal and that users should consult legal counsel. A red box highlights that the form is for legal issues, not for reporting copyright or trademark infringement. The "申立人の情報" (Reporter Information) section shows the user's country as "日本" (Japan).

Google

Legal ヘルプ

法律に基づく削除に関する他の問題を報告する

ご自身の国で違法と思われるコンテンツを発見された場合、他のいずれのフォームも適切でないときは、このフォームから申し立てを送信していただけます。

問題となっているコンテンツの正確な URL を記載し、そのコンテンツが違法であるとお考えの理由を詳細に記述してください。お送りいただいた申し立てについては、コンテンツの削除に適用される Google のポリシーに照らして検討し、必要に応じて適切な措置を講じます。

このフォームに入力して送信した場合でも、必ずしも申し立てについて何らかの措置が講じられるとは限りませんのでご了承ください。

⚠ 対象のページは、Google 検索結果から削除されても、ウェブ上から削除されるわけではありません。Google はウェブ上に公開されている情報を集約および整理しているに過ぎず、コンテンツを管理する立場にはないことをご承知おください。

そのため、Google にリクエストを提出される前に、対象となっているウェブサイトの所有者と協議されることをおすすめいたします。サイトのウェブマスターに変更を要請する方法については <https://support.google.com/websearch/answer/9109> をご覧ください。

Google マップのビジネス リスティングまたは Google マイビジネス (ロコミ、Q&A (質問と回答)、ビジネス リスティング) について申し立てを行う場合は、こちらのフォーム (https://support.google.com/legal/contact/lr_legalother?product=googlemybusiness) をご利用ください。

申立人の情報

居住国*

日本

TWITTERへの報告

安全性とセンシティブなコンテンツ

help.twitter.com/ja/forms/safety-and-sensitive-content/hateful-conduct/me

ヘルプセンター

Twitter活用法 アカウントの管理 安全とセキュリティ ルールとポリシー 参考資料

お問い合わせ

参考記事

- Twitterでアカウントをブロックする方法
- Twitterでアカウントをミュートする方法
- 返信と@ツイートについて
- Twitterでの会話について
- Twitterルール

お問い合わせ **安全性とセンシティブなコンテンツ**

Twitterおよびセンシティブなコンテンツを安全に使用する

どのような問題がありますか? (必須)

あるアカウントが、法的または社会的に守られるべき特定のカテゴリー (人種、民族、出身地、性的指...

報告する内容の対象 (必須)

自分のアカウント

このような経験をされたことを大変申し訳なく思っています。

Twitterでは、人種、民族、出身地、社会階層、性的指向、性別、性同一性、信仰している宗教、年齢、障害、深刻な疾患を理由とした他者への暴力行為、脅迫または嫌がらせを助長する行為を禁止しています。ポリシーの詳細については、[Twitterヘルプセンター](#)をご覧ください。

下記のフォームに入力してください。Twitterチームがなるべく早急に対応いたします。

Twitterユーザー名

@minatohiratsuka

メールアドレス (必須)

Twitterから連絡するメールアドレスです。

参考書籍



サイト別 ネット中傷・炎上対応マニュアル
<第4版> 弘文堂 清水 陽平 著



インターネットにおける
誹謗中傷法的対策マニュアル<第4版>
中央経済社 中澤佑一著

ご清聴ありがとうございました。